# **11月は「いじめ防止強化月間**」です

期間:令和2年11月1日(日)~令和2年11月30日(月)まで

#### 趣 旨

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの根絶 に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推 進します。

# いじめって何?

児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定 の人的関係にある他の児童等が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インタ ーネットを通じて行われるものを含む。)で あって、当該行為の対象となった児童等が 心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より (平成25年9月28日施行)

#### 具体的には・・・

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、い やなことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩か れたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴ら れたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを されたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な ことをされる





保護者の義務

## 家庭のみなさんへ

家族全員でいじめが人権侵害であることを理解する とともに、日頃から大人が規範を示しましょう。

- ○子どもが発するサインをキャッチしましょう
- ○子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- ○親子で共感できる活動をしましょう
- ○子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- ○家族そろって地域活動に参加しましょう
- ○スマートフォンなどの適切な使用について、家 族で話し合いましょう

# 地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもを守り 育てていきましょう。

- ○日常的に子どもたちを見守りましょう
- ○地域行事等を通して子どもたちと交流を 深めましょう
- ○異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づ くりをしましょう
- ○学校やPTAと連携していじめ問題に取 り組みましょう。

### インターネットや携帯(スマートフォン等)を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識して、子どものネット 保護者の責務 利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。

子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもである

こと」を申し出る義務があります。

子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。 事業者の義務 フィルタリングを解除するには、保護者(親権者)の同意が必要です。